

平成 18 年 11 月 6 日

沖縄行政評価事務所

あしかわ ひろし
(所長 安治川 博)**未成年者喫煙防止のためのたばこ自動販売機に係る設置等の改善****行政相談要旨**

喫煙を理由に街頭指導された青少年の多くは、自動販売機からたばこを購入している。

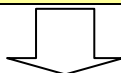
また、店員がたばこの購入者を確認できない場所に自動販売機を設置していたり、人通りの少ない深夜の時間帯に自動販売機が稼働しているなど、未成年者に対する喫煙防止策が不十分であると思われる。

このようなことから、未成年者が自動販売機からたばこを容易に購入できないようにするため、関係機関に対し早急に対策を講ずるよう求めてほしい。

行政相談を受け付けた沖縄行政評価事務所は、たばこ自動販売機の設置状況等を実態調査し、また、「行政苦情救済推進会議」(注)の有識者の意見を踏まえた上で、平成 18 年 11 月 6 日、沖縄総合事務局(財務部)に対して、次のようなあっせんを行いました。(あっせん文書は別紙参照)

**<当事務所の調査方法及び調査結果>**

県内に設置されているたばこ自動販売機の中から、無作為に 236 台を抽出し、設置状況等を調査



店舗内の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない状態にあるもの(下記例)が 60 台(25.4%)みられ、このうち 12 台(5.1%)については、自動販売機を設置している店舗が休業又は廃業しているとみられる。

また、屋内に設置されている 6 台を除いた 230 台の自動販売機について、深夜稼働(午後 11 時から午前 5 時)の自粛状況を調査した結果、深夜も稼働しているものが 17 台(7.4%)みられた。

【視認できない状態の例】

- ・店舗内にある商品棚が視界を遮っており、店舗内の従業員から自動販売機が見えない
- ・自動販売機を設置している店舗が休・廃業しているとみられ、自動販売機を視認できる人がいない

<当事務所から沖縄総合事務局に対して>

自動販売機を設置している店舗においては、店舗の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態を確保すること

自動販売機を設置している店舗の休業又は廃業により自動販売機を管理できない場合については、休止届出書又は廃止届出書を提出させ、自動販売機の撤去等の措置を講じること

深夜稼働を自粛していない自動販売機については、深夜稼働の自粛に努めること

以上のことについて、未成年者喫煙防止対策を一層推進する観点から、小売販売業者及び関係団体に対して指導・要請を行うよう沖縄総合事務局にあっせんしました。

(注)「行政苦情救済推進会議」とは、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った苦情救済の効果的な推進等に資することを目的として当事務所が開催する会議です。

<本件問合せ先>

沖縄行政評価事務所 行政相談課長

金城 (電話: 098-866-0148)



沖 縄 相 8 3 号
平成 18 年 11 月 6 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄行政評価事務所長

未成年者喫煙防止のためのたばこ自動販売機に係る
設置等の改善について（あっせん）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき、必要なあっせんを行っています。

このたび、当事務所に対し、別紙 1 のとおりの行政相談がありました。

当事務所において、実態調査を行うとともに、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて検討した結果（別紙 2 参照）次の措置を講じる必要があると考えられますので、小売販売業者及び関係団体に対して指導・要請を行うことについて、ご検討ください。

自動販売機を設置している店舗においては、店舗の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態を確保すること。

自動販売機を設置している店舗の休業又は廃業により自動販売機を管理できない場合については、休止届出書又は廃止届出書を提出させ、自動販売機の撤去等の措置を講じること。

深夜稼働を自粛していない自動販売機については、深夜稼働の自粛に努めること。

上記に対する貴局のとられた措置については、平成 18 年 12 月 6 日（水）までに文書でお知らせ下さい。

担当：行政相談課長

電話：098-866-0148

【申出要旨】

私は、青少年の不良行為等に係る街頭指導にボランティアで参加している。那覇市内で喫煙のため補導される青少年の数は一向に減っておらず、那覇市青少年センターが、喫煙を理由に街頭指導された青少年に対して実施したアンケートの結果をみると、8割以上が自動販売機からたばこを買ったという回答であったと聞いている。

また、店員がたばこの購入者を確認できない場所に自動販売機を設置していたり、人通りの少ない深夜の時間帯に自動販売機が稼働しているなど、未成年者に対する喫煙防止策が不十分であると思われる。

このようなことから、未成年者がたばこ自動販売機からたばこを容易に購入できないようにするため、関係機関に対し早急に対策を講ずるよう求めてほしい。

【当事務所における検討結果】

1 制度の概要等

製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号。以下、「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、製造たばこに係る営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。

この小売販売業の許可について、法第 23 条第 3 号では、営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合は許可しないことができる」とされている。この「不適當である場合」について、たばこ事業法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 5 号）第 20 条第 3 号では、「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合」とされており、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達。最終改正平成 18 年 3 月 29 日財理第 1243 号）において、この場合の「店舗に併設」とは、「自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。」とされている。なお、財務省は、店舗併設が許可の条件となっていなかった時期（平成元年 6 月以前）に申請を行い許可された製造たばこ小売販売業者が設置した自動販売機についても、「平成元年 6 月以前の申請により許可された製造たばこ小売販売業者に係る条件について」（平成 17 年 8 月 24 日財理 3124 号財務省理財局長通達）に基づき、店舗併設等を指導している。

また、財務省は、「たばこ自動販売機の取扱いについて」（平成元年 7 月 4 日付蔵理第 2800 号）において、たばこ自動販売機の深夜稼働については、地域ごとの自動販売機の利用状況、設置場所周辺の通行状況等を踏まえ、適切に自主規制が行われることが望ましいと考えられることから、地域の実情に応じた取組みを行うよう全国たばこ販売業協同組合連合会に対し、各たばこ販売（商業）協同組合及びたばこ小売販売業者への周知等の要請を行っている。これを受けて、たばこ業界では、平成 8 年 4 月以降、深夜の時間帯（午後 11 時から午前 5 時）における稼働を自主的に停止している。

2 当事務所の調査結果

沖縄総合事務局によると、沖縄県内のたばこ小売販売店は、平成 17 年度末時点で 1 万 8,194 店ある。また、日本たばこ産業株式会社沖縄支店の把握によると、たばこ自動販売機については、現在県内に約 7,000 台設置されている。

今回、当事務所は、那覇市、浦添市、宜野湾市及び沖縄市内に設置されているたばこ自動販売機の中から無作為に計 236 台を抽出し、実態調査を行った。その結果、自動販売機を設置している店舗においては、店舗内の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない状態にあるものが 60 台（25.4%）みられ、このうち 12 台（5.1%）については、自動販売機を設置している店舗が休業又は廃業しているとみられる。

また、屋内に設置されている 6 台を除いた 230 台のたばこ自動販売機について、深夜稼働の自粛状況を調査した結果、17 台（7.4%）は深夜も稼働している状況がみられた。

表 たばこ自動販売機の設置状況等に係る実態調査結果 （単位：台（%））

当事務所で実態調査を行った自動販売機の台数		236 (100.0)
店舗内の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない状態にある自動販売機の台数		60 (25.4)
自動販売機を設置している店舗が休業又は廃業しているとみられる自動販売機の台数		12 (5.1)
深夜（午後 11 時から午前 5 時）の稼働を自粛していない自動販売機の台数		17（注） (7.4)

（注） 深夜稼働の自粛については、屋外に設置されている自動販売機を対象としているため、屋内設置のもの 6 台を除外した 230 台を対象に実態調査を行った。

3 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん事項

たばこ自動販売機に係る未成年者喫煙防止対策については、沖縄総合事務局（財務部）及び日本たばこ産業株式会社が、自動販売機の設置に関して店舗併設の状況を審査しており、たばこ関係業界でも深夜稼働を自粛するなどの措置を講じている。

しかしながら、当事務所が、那覇市等 4 市に設置されているたばこ自動販売機 236 台について、店舗併設の状況等を実態調査したところ、従業員が利用者を直接かつ容易に視認できない等、店舗併設の条件を満たさない状況にあるものが 60 台（25%）みられた。

また、屋内に設置されている 6 台を除いた 230 台のうち 17 台（7%）は、深夜も稼働している状況がみられた。

したがって、沖縄総合事務局は、未成年者喫煙防止対策を一層推進する観点から、県内のたばこ小売販売業者及び関係団体に対して次の措置を講じるよう指導・要請を行う必要がある。

自動販売機を設置している店舗においては、店舗の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態を確保すること。

自動販売機を設置している店舗の休業又は廃業により自動販売機を管理できない場合については、休止届出書又は廃止届出書を提出し、自動販売機の撤去等の措置を講じること。

深夜稼働を自粛していない自動販売機については、深夜稼働の自粛に努めること。